全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

令和6年度　船員保険被扶養者資格再確認にご協力ください！

船員保険部では、法令に基づき、「被扶養者の方が被扶養者としての要件を満たしているか」を毎年度確認しています。

今年度も、被扶養者資格の再確認のため、「被扶養者状況リスト」等を以下のとおり送付いたします。

保険料額の算出にもつながる重要な確認となりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

船員保険
イメージキャラクター
かもめっせ

● 確認の対象となる方

令和6年4月1日時点で満16歳以上の被扶養者

※ただし、次の方は確認対象外です。

・被扶養者となった日（認定日）が令和6年4月1日以降の方

・マイナンバーによる情報照会により、被保険者と同居しており、年収が扶養認定基準を満たしていることを確認できた方

● 送付時期

令和7年1月中旬予定

※上記の「確認の対象となる方」がいない場合は、送付しません。

● 提出物

・被扶養者状況リスト（被扶養者に変更がない場合でも提出が必要です。）

・被扶養者（異動）届（扶養から外す方がいる場合のみ提出が必要です。）

● 提出期限

令和7年2月中旬予定

全国健康保険協会
船員保険
〒102-8016
東京都千代田区富士見2−7−2 ステージビルディング 14 階
TEL 03-6862-3060
営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日・祝日、年末年始は除く）

メルマガ
「うみがめ～る」
会員募集中

PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！